

## いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 1 いじめの定義（法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【注意点】

- 「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- 「心理的」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ケンカなどを除く。

### 2 基本理念

すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、学校の教育活動全体を通して「いじめは絶対に許さない」という雰囲気の醸成に努める。
- (2) いじめられている生徒（保護者）の立場に立ち、学校全体をあげて絶対に守り通す。
- (3) いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との人間関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### 1 基本施策

#### (1) いじめの防止

- ① 人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方について学習を深める。
- ② 学校生活での悩みの解消を図るために、SCなどを効果的に活用する。
- ③ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- ④ インターネットによるいじめについての啓発・指導を計画的に行う。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員研修の充実や気軽に相談できる雰囲気作りに努めるとともに、公的な相談機関、相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑦ PTA総会や保護者会、学校だよりや学年通信を通して保護者への協力を依頼する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学校生活アンケートの実施  
(6月、11月に詳しいアンケート、それ以外の月は簡単なアンケート)
- ② 教育相談の実施 (年1回：6月)
- ③ 二者・三者面談の実施 (年1回：11月)
- ④ 学校評価アンケートの実施 (年2回：7月、11月)
- ⑤ 場をとらえたチャンス相談
- ⑥ 生活ノートの点検や日常の学校生活の観察 など
- ⑦ いじめ発見のチェックポイントの活用(随時) 【別紙資料】

## 2 いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめ防止対策のための組織

「生徒指導委員会」をこれにあてる。(週1回；月曜日3校時) ※いじめ発生時は緊急開催

#### ① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年・特別支援生徒指導担当、養護教諭、SSW

※ 緊急開催の場合は、当該生徒が在籍する学年主任・学級担任も参加する。

#### ② 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割

イ いじめの相談、通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開催し、いじめなどの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (2) いじめに対する措置

① いじめに係わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめ問題を担任等一部の教職員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。

④ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合には、いじめた生徒の保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。なお、いじめを受けた生徒及び保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

## 3 重大事案への対応

### (1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

ア 生徒が自殺を企てた場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合も含む)

### (2) 重大事案発生時の対応

① 教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受け対応する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、学校としての説明責任を果たす。

## ■ いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

### 学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

#### 朝の会

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

#### 授業開始時

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

#### 授業中

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

#### 休み時間

- 教室や図書室で一人でいる。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に來たりする。
- 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

#### 給食時

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

#### 清掃時

- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふさげながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

#### 放課後

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

#### その他

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。